

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業に関する Q&A

【貸付申請に関すること】

Q1. 申請する際、貸付を希望する学生が直接事業団に申請書を送っても良いですか。

A1. 必ず学校を通して申請してください。第1期申請の場合は高等学校、第2期申請の場合は養成施設で取りまとめて申請していただきます。

Q2. 第1期と第2期どちらも申請することは可能ですか。

A2. 申請はいずれか一回のみとなります。

Q3. 申請時に添付する所得の分かる書類は、源泉徴収票でも良いのですか。

A3. 源泉徴収票では受付できません。必ず市町村が発行する、最新の「所得・課税・扶養証明書」を添付してください。

Q4. 住民票は同居している家族全員分のものが必要ですか。

A4. 必要です。個人番号が記載されていない住民票の原本を添付してください。

Q5. 進学後、一人暮らしをする予定ですが、申請時に住む場所が決まっていますか。

A5. 申請時には現住所をご記入いただき、下宿先が決まり次第学校を通して当事業団へご連絡ください。（在学中は全て学校を通してのやり取りになります。）

なお、日中連絡先には卒業後、直接ご本人とやり取りをする際に必要となりますので、申請者欄には必ず申請者本人の連絡先（携帯等）を記入してください。

Q6. 「介護福祉士【社会福祉士】修学資金」は返さなくても良いのですか。

A6. 「介護福祉士【社会福祉士】修学資金」は貸付制度（借りるもの）ですので、原則返還が必要になりますが、長野県内で返還免除対象業務に5年間（過疎地等は3年間）従事することで借り受けた修学資金の返還が免除されます。ただし、退学や退職等により返還免除対象業務に従事しない場合など、返還免除の要件に該当しない場合には全額返還していただく必要があります。

Q7. 貸付申請をすれば必ず貸付が受けられますか。

A7. **必ず全員が貸付を受けられるとは限りません。** 経済状況や学業成績等を踏まえて選考を行い、貸付者を決定します。

Q8. 入学準備金（または就職準備金）のみの申請は可能ですか。

A8. 入学準備金（または就職準備金）のみの貸付は出来ません。

Q9. 入学準備金は、養成施設入学前に振込まれますか。

A9. 養成施設に入学し、在学していることが確認されてから6月末頃の入金となります。

Q10. 貸付金はどのように入金されますか。

A10. 初回は6ヶ月分をまとめて入金します。その後は3ヶ月ごとにまとめて入金します。入学準備金は初回、就職準備金（国家試験受験対策費用）は最終回にあわせて入金します。

Q11. 第1期に申請をし、仮決定通知書【仮決定猶予通知書】が届きました。いつ決定になりますか。

A11. ①仮決定の場合 …養成施設に入学し、在学していることが確認でき、また、第2期の選考が終了した段階で本決定となります。入学が確認できない場合は不承認となる場合があります。

②仮決定猶予の場合…第2期募集とあわせて再選考となります。第2期の選考結果により不承認となる場合があります。

Q12. 振込口座はどの金融機関、口座でも良いのですか。

A12. 金融機関については問いませんが、口座については、必ず被貸付者本人名義の口座で申請してください（保護者等の口座では受理できません）。

なお、支店名の記載がないと振込みが出来ませんので、必ず記載してください。

Q13. 連帯保証人は何名必要ですか。また、連帯保証人の要件はありますか。

A13. 連帯保証人は1名必要です。ただし、被貸付者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません（成年者であっても20歳未満の場合は両親のいずれかであることが望ましいですが、両親でも収入がない方は連帯保証人にはなれません。）

※連帯保証人は、独立の生計を営み、相応の資力を有する（概ね年収100万円以上）身元の確実な成年者（市町村の住民税が課税されている者）でなければなりません。居住地は問いませんが、日本国内に限ります。

連帯保証人は被貸付者と連帯して債務を負担することが求められますので、予め、十分に確認を取ってください。

【連帯保証人が法人の場合】

- 貸付対象者が在学する養成施設を運営する法人
- 貸付対象者の就労先（内定先を含む）を運営する法人
- その他理事長が適切と認める法人

※詳細は事業団にお問合せください。

【在学中に関すること】

Q14. 病気等により休学することになりました。貸付金はどうなりますか。また、どんな手続きが必要ですか。

A14. 貸付期間中に休学となった場合は、貸付を停止し、復学後に入金を再開します。

「様式第11号 休学（停学・復学・退学・卒業）届」を学校経由でご提出ください。

Q15. 進路変更等により退学することを決めました。すぐに返還しなければなりませんか。

A15. 理由発生日（退学した日）の翌月より返還が必要となります。ただし、在学中である場合には猶予申請を行うことで卒業まで返還開始を猶予できることがありますので、ご相談ください。

Q16. 他の奨学金を受けようと思っています。併用は可能ですか。

A16. 公的な補助金が含まれている他の奨学金や制度との併用貸付けは原則認められませんので、生活福祉資金や母子・父子・寡婦福祉資金などの併用はできません。

ただし、以下の奨学金制度等については併用可能です（※詳細は当事業団のホームページをご確認ください）。

- 日本学生支援機構奨学金
- 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）
- 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）
- 日本政策金融公庫等その他の教育ローン

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業に関する Q&A

【養成施設卒業後に関すること】

Q17. 卒業時に介護福祉士【社会福祉士】資格が取得（登録）できなかった場合にはどうなりますか。

A17. 就業していても、資格登録がされていない場合には返還免除対象業務の従事期間には算入できません。また、卒業した日から1年以内に介護福祉士【社会福祉士】資格を取得（登録）が出来ない場合には、全額返還となります。

①介護福祉士の場合…養成施設卒業後、試験不合格の場合でも介護福祉士登録は可能です。

（令和8年末までの卒業生）速やかに登録してください。

②社会福祉士の場合…国家試験不合格の場合、別途返還猶予申請が必要になります。速やかに事業団までご連絡ください。

Q18. 介護福祉士【社会福祉士】登録証が届かず、5月10日までに提出すべき書類に登録番号等の記載が出来ません。どうしたらよいですか。

A18. 空欄のままご提出いただき、介護福祉士【社会福祉士】登録証が届き次第、登録証のコピーを6月末までに提出してください。

Q19. 正社員で就職しないといけませんか。

A19. 正規・非正規は問いませんが、返還免除となるには月15日以上の就業が必要になります。

・5年 在職期間が通算1,825日以上、かつ業務従事期間900日以上 の就業

・3年（過疎地域等）在職期間が通算1,095日以上、かつ業務従事期間540日以上 の就業

Q20. 介護福祉士【社会福祉士】資格を取得（登録）しましたが、就職先が決まりません。すぐに返還となりますか。

A20. 就職活動を理由とした返還猶予が可能です。（卒業翌年度の1年間に限る）月2回以上の求職活動記録を添付し「様式第10号 修学資金等返還猶予申請書」を提出してください。（求職活動記録がない場合は返還猶予ができませんので全額返還していただきます。）

なお、就職後は「返還免除対象業務に従事」を理由とした5年間の返還猶予申請があらためて必要となります。就職後に「様式第14号 業務従事届」とあわせて「様式第10号 修学資金等返還猶予申請書」を提出してください。（卒業した日から1年間を経過しても返還免除対象業務に従事できない場合には、全額返還となります。）

Q21. 働き始めて5年目になりました。返還免除申請書を提出すれば、貸付金は全額返還免除になりますか。

A21. まる5年間従事する必要があるため、返還免除申請書の提出は6年目に入ってからになります。「様式第9号 修学資金等返還免除申請書」および「様式第14号 業務従事届」を**該当年**度の5月10日までに提出してください。

Q22. 一時的に仕事を休むことになりました。返還となりますか。

A22. 理由により返還を猶予とすることが出来ますので、事前に当事業団へご連絡ください。なお、休職期間は返還免除対象業務従事期間には算入されません。

「様式第10号 修学資金等返還猶予申請書」に添付書類をつけて提出してください。

◎添付書類は下記を参照してください。

産前産後休業	・従事先の休業証明書（休業期間を必ず記載）
育児休業	・出産日の分かるもの（母子手帳の表紙と出産日が記載されているページのコピー等） ・従事先の休業証明書（休業期間を必ず記載）
心身の故障等	・医師の診断書（療養期間を必ず記載）

※申請した返還猶予期間を待たずに復帰する場合や、返還猶予期間（休業期間）を延長する場合は、再度手続きが必要になりますので、必ずご連絡ください。

Q23. 返還免除になるためには5年間働かなければならないということですが、5年間同一の施設でなければいけないのですか（転職してはいけないのですか）。

A23. 介護（もしくは相談援助）等の業務に引き続き就く場合は、転職していただいて構いません。転職される場合は「様式第12号 異動届」および「様式第16号 業務従事期間証明書」（転職前の職場の証明）「様式第14号 業務従事届」（転職後の職場の証明）を必ずご提出ください。

ただし、返還免除対象業務以外に就く場合には全額返還となります。（返還手続きが必要なため、速やかに事業団にご連絡ください）。

Q24. 退職して、次の就職先を探しています。返還になりますか。

A24. 月2回以上の求職活動記録（ハローワークの活動記録等）と「様式第10号 修学資金等返還猶予申請書」をご提出いただくことで、3ヶ月以内の返還猶予申請をすることが出来ます。

なお、退職前の職場にいつまで在籍していたかの証明が必要ですので、必ず退職する前に職場で「様式第16号 業務従事期間証明書」を発行してもらってください。ただし、次の従事先が返還免除対象業務でなければ全額返還となります。

Q25. 介護職員として就職しましたが、法人の異動命令で介護以外の職種（事務職）に就くことになりました。返還になりますか。

A25. 法人都合により介護（もしくは相談援助）の職種で就業できない場合は、返還猶予申請を行うことが出来ますが、猶予期間中は返還免除対象業務従事期間には算入できません。速やかに返還免除対象業務で就業できるよう、法人にご相談いただくとともに、事業団にご連絡ください。

【その他】

Q26. 記入する内容を間違えてしまいました。

A26. 訂正する場合は、修正テープは使用せず二重線と訂正印にて訂正してください。また、消えるボールペン（フリクションボールペン）を使用した書類は受理が出来ませんので、必ず消えないボールペンで記入してください。（内容が経年により消えてしまう可能性があるため）。

Q27. 貸付番号が分からなくなってしまいました。

A27. 当事業団へお問い合わせください。受付時間は平日の8:30~17:00です。なお、貸付番号は返還免除または完済まで使用します。メモを取るなどして、大切に保管してください。

Q28. 提出する書類をなくしてしまいました。

A28. 当事業団のホームページから必要な様式をダウンロード、印刷してご使用ください。

Q29. 書類の書き方が分からないので一先ず送っても良いですか。

A29. 送付前にお問い合わせください。受付時間は平日の8:30~17:00です。

Q30. 貸付金を返還していますが、1ヶ月分振り込むのを忘れてしまいました。

A30. 翌月に2ヶ月分振り込んでください。返還期限を過ぎますと残額に対して年3%の延滞利息がかかりますので、期限内に確実に返還していただくようお願いします。

なお、毎月確実にご返還いただくために、月賦均等払いを選択された方には八十二銀行の自動送金サービスをお勧めしております。ご不明点等あればお気軽にお問い合わせください。

Q31. 結婚し、名前や住所が変わりました。何か手続きは必要ですか。

A31. 「様式第12号 異動届」及び異動を証明する書類をご提出ください。

※異動を証明する書類は住民票や免許証のコピー（両面）など公的な書類を添付してください。

Q32. 連帯保証人を変更したいのですが、どうすればよいですか。

A32. 「様式第13号 連帯保証人変更届」及び新しく連帯保証人となる方の所得課税証明書と印鑑登録証明書（いずれも原本）をご提出ください。

なお、連帯保証人に係る変更事項（連帯保証人の住所変更や氏名変更等）は全て「様式第13号 連帯保証人変更届」により手続きをお願いいたします。